

## 8 人材確保等支援助成金

### (3) 中小企業団体助成コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第115条第3号及び第118条の規定に基づく人材確保等支援助成金（人材確保等支援助成コース助成金（中小企業団体助成コース））の支給については、第1共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0600 受給資格の認定申請
0101 趣旨	0601 受給資格の認定申請
	0602 認定申請書等の受理
0200 定義	0603 受給資格の認定
0201 中小企業者	0604 変更の認定申請
0202 事業協同組合等	0605 変更認定申請書の受理
0203 事業実施期間	0606 変更の認定
0204 電子申請	0607 認定の取消
	0608 支給台帳の作成
0300 支給要件	0700 支給申請
0301 支給対象認定組合等	0701 支給申請書の提出
	0702 支給申請書の受理
0400 中小企業労働環境向上事業の内容	0800 支給決定
0401 中小企業労働環境向上事業の推進体制	0801 支給決定通知等
0402 労働環境向上検討委員会	
0403 労働環境向上推進員	0900 雑則
0404 中小企業労働環境向上事業の内容	0901 会計区分
0405 中小企業労働環境向上事業の具体的な事業	
0406 中小企業労働環境向上事業の実施	1000 委任
	1001 公共職業安定所長への業務の委任
0500 支給額等	1100 附則
0501 支給期間	1101 施行期日
0502 費用にかかる取り扱い	1102 経過措置
0503 支給額	

---

## 0100 趣旨

---

### 0101 趣旨

人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）（以下「助成金」という。）は、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第4条第1項に規定する労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業についての計画「以下「改善計画」という。）が適当である旨の認定を都道府県知事から受けた0202に定める事業協同組合等（以下「認定組合等」という。）が、その構成員である0201に定める中小企業者（以下「構成中小企業者」という。）における労働力の確保及び職場への定着に資する雇用管理の改善に関する事業等（以下「中小企業労働環境向上事業」という。）を行った場合に、当該事業に要した費用の一部を助成するものである。

---

## 0201 中小企業者

中小企業労働力確保法第2条第1項及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成3年政令第244号。以下「中小企業労働力確保法施行令」という。）第1条に規定する以下のイからレのいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下のロからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人で、卸売業（以下のホからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人で、サービス業（以下のホからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人で、小売業（以下のホからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ホ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人で、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人で、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ト 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人で、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

チ 企業組合

リ 協業組合

ヌ 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

ル 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

ヲ 商工組合及び商工組合連合会

ワ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

カ 生活衛生同業組合

その構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

コ 酒造組合及び酒造組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

タ 酒販組合及び酒販組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

レ 技術研究組合

その直接又は間接の構成員の3分の2以上がイからりまでのいずれかに該当する者であるもの

---

**0202 事業協同組合等**

中小企業労働力確保法第2条第1項第6号及び同条第2項並びに中小企業労働力確保法施行令第1条第2項及び第2条に規定する以下のイからりのいずれかに該当する者をいう。

イ 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

ロ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

ハ 商工組合及び商工組合連合会

ニ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ホ 生活衛生同業組合

その構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

ヘ 酒造組合及び酒造組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

ト 酒販組合及び酒販組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

チ 技術研究組合

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が0201のイからりまでのいずれかに該当する者であるもの

リ 一般社団法人

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの

---

**0203 事業実施期間**

認定組合等が実際に中小企業労働環境向上事業を行う期間のことで、事業実施期間は初日を月の始めの日とし、1年間とする。

---

**0204 電子申請**

この要領において「電子申請」とは、ハローワークシステム（助成金電子申請事務処理）により行われた申請をいう。

---

## 0300 支給要件

---

### 0301 支給対象認定組合等

助成金は、次のイからへまでのいずれにも該当する認定組合等（以下「対象認定組合等」という。）に支給するものとする。

- イ 過去において中小企業労働環境向上事業に係る助成金を受給した認定組合等にあつては、中小企業労働環境向上事業を実施した最後の日の翌日から起算して3年を経過したものであること。  
また、過去において中小企業人材確保推進事業助成金を受給した認定組合等にあつては、中小企業人材確保推進事業を実施した最後の年度の末日の翌日から起算して3年を経過したものであること。
- ロ 当該認定組合等の運営が公正かつ適正に行われていること。
- ハ 雇用管理の改善及びその結果として改善された雇用管理の制度の周知を図ることにより、構成中小企業者における労働力の確保及び職場への定着が図られるようになることが期待される認定組合等であること。
- ニ 当該認定組合等及びその構成中小企業者が、雇用管理の改善への意欲を持っていること。
- ホ 組織、人員、財政能力、構成中小企業者の数及び構成中小企業者が常時雇用する労働者の数等からみて、中小企業労働環境向上事業の適正かつ効果的な実施が可能であると認められること。
- へ 0401 に定める推進体制を確保し、中小企業労働環境向上事業を行うこと。

---

## 0400 中小企業労働環境向上事業の内容

---

### 0401 中小企業労働環境向上事業の推進体制

中小企業労働環境向上事業の円滑な推進を図るため、対象認定組合等は次に掲げる措置を講ずるものとする。

- イ 対象認定組合等の構成中小企業者等によって構成され、中小企業労働環境向上事業の企画及び立案を行うことを目的とする委員会（以下「労働環境向上検討委員会」という。）を設置すること。
- ロ 中小企業労働環境向上事業の実施に関して中心的役割を担う者（以下「労働環境向上推進員」という。）を置くこと。

---

### 0402 労働環境向上検討委員会

「労働環境向上検討委員会」の設置に係る具体的な基準等については次のとおりとする。

- イ 構成員（委員）
  - (イ) 対象認定組合等の役職員
  - (ロ) 構成中小企業者の役職員等
  - (ハ) 労働環境向上推進員
- ロ 構成員の選任及び人数  
対象認定組合等が任意に定めるものとする。
- ハ 業務  
中小企業労働環境向上事業の計画の策定及び効果的な事業実施のために必要な事項の検討を行うものとする。

---

### 0403 労働環境向上推進員

「労働環境向上推進員」の設置に係る具体的な基準等については、次のとおりとする。

- イ 要件  
雇用管理に関して専門的知識・経験を有する者で、当該対象認定組合等の常勤職員の所定労働日数の6割以上を労働環境向上の業務に従事していること。
- ロ 設置人数  
対象認定組合等が任意に定めるものとする。（ただし、最低1名は設置するものとする。）
- ハ 業務  
労働環境向上検討委員会の活動を補佐し、中小企業労働環境向上事業の計画に基づく各種事業の企画立案及び実施並びに助成金に関する書類の作成等を行うものとする。
- ニ 選任方法  
対象認定組合等の役職員の中から選任又は部外の者に委嘱して選任することができる。  
労働環境向上推進員を選任した場合は、当該労働環境向上推進員に交付した辞令等その選任の事実関係を明らかにする書類を保管するとともに、当該労働環境向上推進員の活動を記録するために出勤簿等その勤務の状況を明らかにする書類を作成保管するものとする。

---

### 0404 中小企業労働環境向上事業の内容

中小企業労働環境向上事業は、次のIからIVに掲げるものとする。

#### I 計画策定・調査事業

対象認定組合等が認定計画に従って実施する中小企業労働環境向上事業のために必要な調査

研究を行い、ⅡからⅣに該当する事業の計画の策定及び構成中小企業者における中小企業労働環境向上事業の実施状況を調査し、事業の定着に向けた課題及び雇用管理の改善に継続的に取り組む上での課題を把握するものであって、次のイからニまでに該当する事業。

なお、必要に応じて0405の11及び22に定める事業を行うことができる。

イ 労働環境向上検討委員会を開催し、中小企業労働環境向上事業の実施に係る具体的な計画の策定及び効果的な事業の実施のために必要な事項を検討する事業。なお、本事業の実施は必須とし、具体的には、0405の1に定める事業を行う。

ロ 人材確保及び職場定着にあたっての問題点を総合的な角度から分析するため次の(イ)から(ハ)に掲げる調査のうち一つ以上を行い、当該調査結果を分析し、その問題点を把握する事業であり、具体的には0405の2に定める事業を行う。

- (イ) 雇用管理の実態調査
- (ロ) 構成事業主の意識調査
- (ハ) 好事例事業所実態調査
- (ニ) 職場環境実態調査
- (ホ) 従業員に対する意識調査
- (ハ) その他の調査

中小企業労働環境向上事業の開始時には、本事業に該当する調査として、事業開始時点（人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）受給資格認定申請書（様式第1号。電子申請の場合は受給資格認定申請書という。以下「認定申請書」という。）提出後）の調査を行うことは必須とする。なお、それ以外の時期に実施した調査であっても、事業実施期間に実施した調査であれば助成対象となる。

ハ 中小企業労働環境向上事業を行うため、当該事業実施期間に実施した各事業の成果及び問題点を分析・検討する事業。

具体的には、0405の3に定める事業を行う。

ニ 対象認定組合等が実施した中小企業労働環境向上事業の取組について構成中小企業者における定着状況及び雇用管理の改善に継続的に取り組む上での課題を把握するために、各事業取組前後の比較を含めた調査をする事業。なお、本事業の実施は必須とし、具体的には、0405の20に定める事業を行う。

実施にあたっては、事業開始時点（認定申請書提出後）に行った各種調査事業のフォローアップとして同一の調査を行うとともに、事業実施期間の終了の1か月前程度を目途に中小企業労働環境向上事業に係る事業効果及び労働力需給状況調査票（様式第6号）を用いた調査を行うものとする。

## Ⅱ 安定的雇用確保事業

構成中小企業者における労働者の安定的な雇入れに向けた労働条件等の雇用環境及び募集・採用に係る諸問題の改善を図るものであって、次のイからトまでのいずれかの取組みに資する事業。

具体的には、0405の4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17及び22に定める事業を行う。

イ 労働時間等の設定の改善

所定労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の

設定の改善に資する労働生産性向上のための取組

ロ 男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援

募集・採用等における男女の均等な取扱いを徹底するための制度や運用の見直し、育児や家族の介護を現に行っている又はこれから行おうとしている者の雇入れを可能とするために、職業生活と家庭生活を両立することができるような環境づくり等

ハ 職場環境の改善

職場における安全と健康の確保、快適な職場環境づくりのための諸問題の改善等

ニ 福利厚生の実施

福利厚生施設の設置又は整備、企業内貯蓄制度等の資産形成援助制度の実施等

ホ 募集・採用の改善

適切な募集・採用の設定、職場の魅力の効果的なアピール、的確な選考等の募集・採用に関する改善

ヘ 教育訓練の実施

教育訓練の計画的実施、労働者の自己啓発への援助、高度人材の育成に資する能力開発、青少年の育成に資する実践的な能力開発等

ト その他安定的な雇用確保のための雇用管理の改善

高齢者等の活用、能力発揮のための制度・運用の見直し、熟練技能等の継承の重要性等の周知・啓発、技能継承者の確保に係る取組の周知、団体内熟練技能者ネットワークの構築等

III 職場定着事業

0405 の 18 に定める職業相談事業であって、構成中小企業者における労働者の職場定着に向けた快適な職場環境づくりのための雇用環境に係る諸問題の改善を図るために行う次のイからへまでのいずれかの取組みに資する事業。

具体的には、0405 の 4、5、6、7、8、9、10、11、12、18 及び 22 に定める事業を行う。

イ 労働時間等の設定の改善

所定労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等及び労働時間等の設定の改善に資する労働生産性向上のための取組

ロ 男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援

男女の均等な処遇の確保、セクシュアルハラスメントの防止、女性労働者の能力発揮への取組、育児又は介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立支援に係る制度の整備・運用の見直し等

ハ 職場環境の改善

職場における安全と健康の確保、快適な職場環境づくりのための諸問題の改善等

ニ 福利厚生の実施

福利厚生施設の設置又は整備、企業内貯蓄制度等の資産形成援助制度の実施等

ホ 教育訓練の実施

教育訓練の計画的実施、労働者の自己啓発への援助、高度人材の育成に資する能力開発、青少年の育成に資する実践的な能力開発等

ヘ その他の職場定着を促進するための雇用管理の改善

熟練技能等を継承する者の育成に係る諸問題（職業生活の将来設計モデルの明確化、職場



の活性化、賃金・昇進等の改善等)の改善を図る事業等

#### IV モデル事業普及活動事業

構成中小企業者において、中小企業労働環境向上事業の効果についての実情把握を行い、中小企業労働環境向上事業の実施に関する成果、ノウハウ等の他の事業所へ普及、活用等を図るもの具体的には、0405の3、4、5、6、11、12、19、21及び22に定める事業を行う。

---

#### 0405 中小企業労働環境向上事業の具体的な事業

中小企業労働環境向上事業の具体的な事業は次の1から22に定める事業とする。なお、事業の取扱については別紙1を、事業別の計画例については別紙2を参考にすること。

##### 1 計画策定事業の実施

実施事業や実施方法等に関する具体的な内容を検討し、進捗状況等を常に把握することにより、労働環境向上検討委員会における円滑な事業の実施を図る事業。

##### 2 各種調査事業の実施

構成中小企業者の実態や業界に対するイメージ等を調査し、その内容を分析して現状を把握し、事業内容を検討する事業、又は、構成中小企業者の雇用環境等について、自ら確認を行い、現状を把握し、必要な改善事業について検討する事業。

##### 3 事業の成果の分析検討の実施

実施した各事業の成果を把握し、今後継続して行う必要がある事業か、また、どのような点を改善して実施するべきであるかを検討する事業。

##### 4 マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配付

構成中小企業者やその従業員に対して各種の資料を配付することにより、雇用管理改善の必要性の啓発や従業員の帰属意識の向上を図る事業。

##### 5 各種セミナー・研究会の実施

構成中小企業者やその従業員に対して各種のセミナー等を開催し、雇用管理改善の必要性の認識や帰属意識の向上を図る事業。または、雇用管理等の向上をテーマとした各種のセミナー等を開催し、構成中小企業の雇用管理改善関係担当者等にその必要性を啓発するとともに、従業員の帰属意識の向上を図る事業。

なお、対象者が従業員（非管理職）であり、職場定着を目的とする場合は、各種セミナー等の内容が技能・技術の付与に関するものであっても、原則として、開催することを認めることとするが、対象者が主に事業主又は管理職である場合には、従業員の雇用管理改善に資する内容に限る。

##### 6 モデル企業等見学会の実施

雇用管理改善に取り組んでおり人材確保や職場定着が進んでいる企業等を見学し、意見交換等を行うことにより、雇用管理改善のための参考とする事業。または、構成中小企業者の中から、中小企業労働環境向上事業の実施により事業効果が上がった事業所を見学し、意見交換等を行うことにより、当該事業又は制度等の他の中小企業者における定着及び導入を進めていくための参考とする事業。

##### 7 異業種団体等交流会の実施

他の業種の団体等と雇用管理改善の状況や採用活動又は職場定着に係る事業の実態について情報交換を行うことにより、事業の実施や制度の導入を進めていくための参考とする事業。

##### 8 部外セミナー等派遣

構成中小企業者及びその従業員を部外のセミナー等へ派遣し、雇用管理改善の必要性の啓発や従業員の帰属意識の向上を図る事業。

9 各種相談会等の実施

構成中小企業者又は人事担当者等の雇用管理責任者を対象に雇用管理上抱えている問題や従業員が仕事上抱えている問題について、相談を行い、その解消を図る事業。

10 労働者のモラル向上のための事業

構成中小企業者の従業員を対象に各種の事業を実施し、職場としての魅力を高め勤労意欲や帰属意識を持たせることにより、職場定着の向上を図る事業。

11 団体広報誌の作成配布

対象認定組合等の活動及び構成中小企業者の紹介等を内容とした広報誌を関係機関に配布し、団体に対する理解を深めることを目的とする事業。

12 ポスターの作成配布

対象認定組合等の紹介や求人又は時短を呼びかけること等を内容としたポスターを配布し、採用活動及び雇用管理改善の一助とすることを目的とする事業。

13 雇用ガイドブック等の作成配布

構成中小企業者の概要等を紹介したガイドブック等を作成・配布し、各構成中小企業者における求人活動の一助とすることを目的とする事業。

14 団体紹介新聞広告の掲載

対象認定組合等の事業の紹介や求人を目的とした記事を掲載し、当該認定組合等のPRと併せて構成中小企業者の採用活動の一助とすることを目的とする事業。

15 団体紹介ビデオフィルムの作成配布

対象認定組合等の事業活動や構成中小企業者の概要等を紹介したビデオ・DVDを配布することにより、求職者や関係機関の当該認定組合等に対する理解を深め、採用活動の一助とすることを目的とする事業。

16 集団説明会等共同活動の実施

構成中小企業者における求人活動を効率的かつ効果的に実施することにより、採用活動の一助とすることを目的とする事業。

17 業界PRのための各種催物等の実施

各種の催物を開催し、地域住民等に対し業界をPRする事業。

18 職業相談事業の実施

構成中小企業者の雇用する労働者に対し、以下のイ又はロに該当する専門的知識を有する者であって、職業に関する相談を行う者（以下「職業相談者」という。）を配置し、又は職業相談室を運営することにより、労働者の職場定着を図る事業。

イ 人事管理部門等において、職業相談に係る業務に3年以上従事した経験を有する者

ロ キャリア・コンサルティング技能士、キャリアコンサルタント、又は産業カウンセラー、臨床心理士等の職業に関する相談を行う資格を有する者

19 モデル事業説明会の実施

中小企業労働環境向上事業の実施により事業効果の上がった構成中小企業者の制度や事業等の他の構成中小企業者における定着及び導入を進めていくための事業。

20 フォローアップ調査事業の実施

実施した中小企業労働環境向上事業の取組前後の比較分析及び構成中小企業者の実態調査等を実施することにより、事業の定着、普及状況を把握するとともに、雇用管理改善に継続的に取り組む上での課題を把握する事業。

21 中小企業労働環境向上事業実施状況報告書の作成配布

構成中小企業者に対し、中小企業労働環境事業の取組状況及び取組成果の周知・広報を図る事業。

22 その他都道府県知事の認定を受けた改善計画の内容に沿った必要な取組であると所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「管轄労働局長」という)が認める事業

---

**0406 中小企業労働環境向上事業の実施**

中小企業労働環境向上事業を行うに当たっては、別紙3を参考とし、次のイからニに留意すること。

イ 0404 に定める計画策定・調査事業は、必須事業とする。

ロ 0404 に定める安定的雇用確保事業又は職場定着事業については、事業実施期間内にいずれか一つは必ず実施すること。

ハ 0404 に定めるモデル事業普及活動事業は、必須事業とする。

ニ 対象認定組合等が取り組む事業が助成対象となる中小企業労働環境向上事業に該当するか否かは、当該事業が客観的に中小企業労働環境向上事業の趣旨及び内容に合致すると認められるかを基準とするものとする。

については、次の(イ)から(ハ)のような内容の事業は中小企業労働環境向上事業として認めない。

(イ) 営業を目的としたPR事業(催物の実施、広報物の作成等)

(ロ) 法令等により義務づけられている取組又は講習等

(ハ) 経営的事項(税務等)又は趣味的講座に類似した講習

---

**0500 支給額等**

---

**0501 支給期間**

助成金の支給期間は、1年間とする。

---

**0502 費用にかかる取り扱い**

0401 のロに定める「労働環境向上推進員」の設置に係る費用及び 0405 に定める各事業の実施に伴う費用のうち、助成対象となる費用は以下のとおりとする。

イ 0401 のロに定める「労働環境向上推進員」の設置に係る費用

(イ) 対象認定組合等の役職員の場合

a 基本給

(a) 月給制の場合

① 1月の所定労働日数の8割以上中小企業労働環境向上事業の業務に従事した場合、又は前後の月を含めた3か月の平均が所定労働日数の8割以上従事した場合は、基本給全額を助成対象額とする。

② 1月の所定労働日数の6割以上従事した場合であって、①に該当しない場合は、実際に従事した日数による日割り計算とする。

(b) 月給制以外の場合

中小企業労働環境向上事業に従事した勤務実績に対応する基本給の額とする。

b 賞与

(ロ) 外部の者に委嘱する場合

謝金等

(ハ) 選任する者が所属する法人との労働者派遣契約等による場合

労働者派遣契約に基づく派遣料等

ロ 0405 に定める各事業の実施に伴う費用

(イ) 謝金

労働環境向上検討委員会に対する謝金、事業の検討のために招聘した外部有識者に対する謝金、職業相談者に対する謝金、各種セミナー・研究会・相談会等の講師に対する謝金、原稿等の執筆に対する謝金等

謝金の額は地域の実情、事業内容等に照らし、適正と判断される額とする。

なお、「労働環境向上推進員」として行った活動に対する謝金は助成対象としないものとする。

(ロ) 旅費（交通費・日当・宿泊費）

各種調査事業の実施に要する旅費、労働環境向上推進員の活動に要する旅費、講師等に対する旅費、会議に出席する旅費等

会議等出席に伴い、交通費・日当等を必要とする場合、旅行費用は鉄道賃、バス賃、航空賃、船賃のいずれも認められるが、助成対象となる交通費については、対象認定組合等の旅費規程に基づき最も経済的かつ合理的な経路により算定するとともに、日当については予めその額を定めてあり、支出根拠が明らかであるものとする。適切な公共交通手段がない場合に限り、レンタカー代を旅費として計上することができる。

なお、日当の助成額は、1日3,000円/人を上限とする。

また、宿泊については、一般的な宿泊施設を利用するものとし、宿泊料の助成対象額は、1日15,000円/人を上限とする。ただし、宿泊料については、対象認定組合等の宿泊費用にかかる規定等の経済的かつ合理的な基準に基づき計上すること。

助成対象は、「労働環境向上検討委員会」の活動に要する旅費及び外部有識者等を事業の実施のために招聘した場合に要する旅費とし、構成中小企業者やその従業員の活動に要した旅費に対する助成は、モデル企業等見学会、異業種団体交流会、部外セミナー及びモデル事業説明会に要する旅費のみとする。

(ハ) 会議費

会議に要する茶菓代、労働環境向上検討委員会に要する茶菓代、異業種団体等交流会・モデル事業説明会・集団説明会での意見交換・説明会に要する茶菓代等

a 会議費の助成対象額は、茶菓代のみで1回150円/人を上限とする。ただし、茶菓の持込みが認められていない会議室で開催した場合等特段の事情がある場合は1回500円/人を上限とする。

b 食事代は助成対象外とする。

c 飲酒、その他遊興等に係る経費は助成対象外とする。

なお、会議、催物等においてアルコール類が提供された場合や、遊興をさせる場所で会議、催物等が開催された場合は、アルコール類や遊興等に係る経費を対象経費から除いたとしても、当該会議、催物等は中小企業労働環境向上事業としては不適切であるため、助成対象としては認められないこと。

(ニ) 印刷製本費

マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン・ガイドブック・ポスター・ガイドブック・パンフレット等の印刷代、各種成果物（報告書等）の印刷代、ポスターの原画料等  
成果物の内容が中小企業労働環境向上事業に関する内容であるものに限る。

(ホ) 通信運搬費

郵便料（切手代・郵便はがき代）、資料配付・送付等の送料、電話・FAX・電子メールに係る通信料等

中小企業労働環境向上事業に要した費用の額が確認できる場合に限り助成対象とする（別紙4参照）。なお、費用については0405に定める事業のうち最も多く使用したと思われる事業に一括して計上することとする。

(ヘ) 借料

会議室・備品等の借料（ただし、中小企業労働環境向上事業以外の事業用又は事務処理用のパソコン等のレンタル・リース料は含まない。）、モデル企業等見学会等の実施のために使用するバスの借料

(ト) 賃金

調査集計等のために臨時で雇い入れる者に対する賃金

(チ) 賞状等費

労働者のモラル向上のための事業での従業員表彰のための賞状等の費用（現金、商品券、旅行費用は認められない）

(リ) 委託費

職業相談業務、調査の実施、資料・ホームページ等の作成を外部（法人、個人を問わない）

に委託した場合の経費等

委託料の額は、地域の実情、事業の内容等に照らし、適正と判断される額とする。

(ヌ) 受講料

部外セミナーの受講料

(ル) 広告費

団体紹介のための新聞・専門誌等への掲載料、CM放送の放送料、新聞折込料、電車等の中吊り広告料等

(ヲ) 事務消耗品費

事務用紙・文具等（長期使用に耐えられないものに限る。）の購入費

(リ) 給与

職業相談者が職業相談に係る業務に従事した時間の給与について、助成対象は次の a から d のとおりとする。

a 職業相談者が対象認定組合等の役職員の場合

当該職業相談者が職業相談業務に従事した時間数に、当該対象認定組合等における勤務1時間当たりの給与額（当該対象認定組合等の役職員給与規程等に基づき算定される勤務1時間当たりの給与の額）を掛けた額とする。

b 職業相談者が部外の者の場合

業務の委託費又は謝金の額とする。

c 対象認定組合等の役職員が労働環境向上推進員及び職業相談者の両方を兼務する場合

職業相談者としての配置費は助成対象外とする。

d 部外の者が労働環境向上推進員及び職業相談者を兼務する場合

業務内容を区分し、労働環境向上推進員の業務に係る謝金の額と、当該職業相談業務の委託費又は謝金の額を、重複して助成対象としないこととする。

(カ) その他（上記費目に区分できない経費）

振込手数料、印紙代等

(イ)～(リ)に掲げた費目に区分できない経費について、管轄労働局長が必要と認める経費について助成することができる。

ハ その他留意点

(イ) 中小企業労働環境向上事業実施状況報告書（様式第5号）の費用の内訳に「一式」、「雑費」又は「その他」という費目名は使用不可とし、使用した経費の名称を記載すること。

(ロ) 各中小企業労働環境向上事業は1事業実施期間内で完結させること。1事業実施期間を越える支出は助成対象外とする。

(ハ) 労働環境向上推進員の設置に要した各種備品（事務机、ロッカー等）の費用は、助成対象外とする。

(ニ) 安全・繁昌・合格祈願等祈祷料を含む支出は助成対象外とする。

(ホ) 中小企業労働環境向上事業において、会場の借り上げや印刷製本等に関して、構成中小企業を利用することは可能であるが、関係者間の取引になることから、当該取引及び請求金額が適正であるかを精査すること。

(ヘ) 職業相談事業に要した経費は、継続した6か月以上の期間において、職業相談業務を実施

した場合に、助成対象とする。

### 0503 支給額

イ 1 事業期間当たりの助成金の額は、次の各号に掲げる額の合計額（百円未満切り捨て）とする。

(イ) 0405 に掲げる事業ごとに実際に要した費用の額を算出し、その合計額に3分の2を乗じて得た額

(ロ) 労働環境向上推進員の設置に要した費用の額を算出し、その合計額と(イ)で算出した実際に要した費用の額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額（400万円を限度とする。）

ロ イにより算定した1事業期間当たりの助成金の額が、次の表の左欄に掲げる対象認定組合等の区分（受給資格認定申請時における構成中小企業者数の規模をもって決めるものとする。構成企業者の中に一部大企業が含まれている場合は、当該企業を除いた中小企業者の数で決定すること。なお、常用労働者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者）を有しない中小企業者については、構成中小企業者の数に含めないこと。）に応じた同表の右欄に掲げる助成金の支給限度額を超える場合には、当該支給限度額とする。

対象認定組合等の区分	助成金の支給限度額
大規模認定組合等（構成中小企業者の数が500以上のもの）	1,000万円
中規模認定組合等（構成中小企業者の数が100以上500未満のもの）	800万円
小規模認定組合等（構成中小企業者の数が100未満のもの）	600万円

---

## 0600 受給資格の認定申請

---

### 0601 受給資格の認定申請

イ 対象認定組合等は、都道府県知事による改善計画の認定を受けてから、事業実施期間開始予定日の原則として1か月前までに、認定申請書に次の(イ)から(ニ)に掲げる書類を添えて管轄労働局長に提出しなければならない（申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日。以下同じ。）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日が申請期間の末日とみなす。）。

また、認定申請を行おうとする対象認定組合等が、対象認定組合等の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により、申請期限内に申請できなかった場合は、申請できなかった理由を添えて、申請することができる。ただし、この場合であっても、事業を実施しようとする日の前日までに申請しなければならない。

(イ) 改善計画の認定通知書（写）

(ロ) 改善計画の認定申請書（写）（都道府県知事の受理印があるもの）

(ハ) 中小企業労働環境向上事業実施計画書（様式第2号。以下、「実施計画書」という。）

(ニ) その他管轄労働局長が受給資格認定に当たり必要とする書類

---

### 0602 認定申請書等の受理

管轄労働局長は、認定申請書及び添付書類が提出されたときは、次のイからハを満たす場合にはこれを受理する。なお、書面による申請の場合は、当該認定申請書の処理欄に受理年月日を記入した後、写しを控えとして対象認定組合等に交付するものとする。

イ 認定申請期間内に提出されていること

ロ 所要の事項が記載されていること

ハ 所要の添付書類が添付されていること

労働環境向上推進員を部外のものに委嘱する際、構成中小企業者の従業員等の他の法人に雇用される者を選任している場合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に抵触するおそれがあるため、労働局において十分審査した上で適切な指導を行うこと。

また、ロ又はハの事項について不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、対象認定組合等に補正を求める（電子申請における修正指示を含む。）。指定された期間内に対象認定組合等が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面又は電子申請における修正指示により求めることができる。対象認定組合等が期限までに補正を行わない場合、当該受給資格の不認定を行う。

---

### 0603 受給資格の認定

イ 実施計画書における事業の実施計画の内容が都道府県知事の認定を受けた改善計画の内容に沿った事業であること、また、必要と認められた場合は、対象認定組合等に対して実施計画書の変更又は修正を助言すること。

ロ 管轄労働局長は、受理した認定申請書等を審査し、その内容が適切であると認めたときは、受給資格の認定を行い、認定通知書（様式第9号。電子申請の場合は認定通知書という。）により、当該対象認定組合等に通知すること。なお、書面による申請の場合は、当該認定申請書の処理欄



に支給限度額、認定年月日及び受給資格認定番号を記入すること。

- ハ 管轄労働局長は、受理した認定申請書等の審査において、その内容が適切であると認められないときは、受給資格の不認定を行う。不認定通知書（様式第 10 号。電子申請の場合は不認定通知書という。）により当該対象認定組合等に通知すること。なお、書面による申請の場合は、当該認定申請書の処理欄に不認定年月日を記入すること。

---

#### 0604 変更の認定申請

対象認定組合等は、やむを得ない事由により、受給資格の認定を受けた実施計画書に掲げる中小企業労働環境向上事業の実施及び労働環境向上推進員の設置（以下「事業の実施等」という。）に係る計画について、次のイに該当する変更を行うときは、中小企業労働環境向上事業等変更認定申請書（様式第 3 号。電子申請の場合は、中小企業労働環境向上事業等変更認定申請書という。以下「変更認定申請書」という。）に次のロに掲げる書類を添えて事業等の実施前に提出しなければならない。

なお、対象認定組合等の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により申請期限内に申請できない場合は、申請できなかった理由を記した書面を添えて、提出することができる。ただし、この場合であっても、事業等を実施しようとする日の前日までに申請しなければならない。

##### イ 事業の実施等に係る計画の変更

- (イ) 実施計画書の「①事業名」欄に記載されていない事業を行おうとする場合又は記載されている事業を取り止めようとする場合
- (ロ) 実施計画書の「④事業の実実施計画概要」欄に記載された内容を変更しようとする場合
- (ハ) 対象認定組合等の名称、所在地又は代表者の氏名等を変更する場合

##### ロ 変更認定申請書に添えて提出する書類

- (イ) イ(イ)及び(ロ)の場合  
変更内容を記載した実施計画書
- (ロ) イ(ハ)の場合  
変更内容が確認できる書類

---

#### 0605 変更認定申請書の受理

管轄労働局長は、変更認定申請書が提出されたときは、次のイからハを満たす場合にはこれを受理する。なお、書面による申請の場合は、当該変更認定申請書の処理欄に受理年月日を記入した後、写しを控えとして対象認定組合等に交付するものとする。

- イ 事業等の実施前に提出されていること
- ロ 所要の事項が記載されていること
- ハ 所要の添付書類が添付されていること

また、ロ又はハの事項について不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、対象認定組合等に補正を求める（電子申請における修正指示を含む。）。指定された期間内に対象認定組合等が補正を行わない場合、管轄労働局長は 1 か月以内に補正を行うよう書面又は電子申請における修正指示により求めることができる。なお、対象認定組合等が期限までに補正を行わない場合、当該変更の不認定を行う。

---

#### 0606 変更の認定

イ 管轄労働局長は、受理した変更認定申請書を審査し、その内容が適切であると認めるときは、変更の認定を行い、認定通知書（様式第 11 号。電子申請の場合は認定通知書という。）により、当該対象認定組合等に通知すること。なお、書面による申請の場合は、当該変更認定申請書の処理欄に認定年月日を記入すること。

ロ 管轄労働局長は、受理した変更認定申請書の審査において、その内容が適切であると認められないときは、変更の認定を行わず、不認定通知書（様式第 12 号。電子申請の場合、不認定通知書という。）により、当該対象認定組合等に通知すること。なお、書面による申請の場合は、当該変更認定申請書の処理欄に不認定年月日を記入すること。

---

#### 0607 認定の取消

管轄労働局長は、受給資格の認定後にその認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第 13 号。電子申請の場合認定取消通知書という。）により、当該対象認定組合等に通知すること。

---

#### 0608 支給台帳の作成

対象認定組合等より認定申請書の提出があった場合は、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）支給台帳（様式第 17 号）を作成すること。

---

---

## 0700 支給申請

---

### 0701 支給申請書の提出

助成金の支給を受けようとする対象認定組合等は、事業実施期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）支給申請書（様式第4号。電子申請の場合は支給申請書という。）に次のイからへに掲げる書類を添えて、管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、管轄労働局長はイからへに加えてトを提出させることができる。

イ 中小企業労働環境向上事業実施状況報告書（様式第5号）

ロ 実施した中小企業労働環境向上事業の事業内容等を証明する書類等

実施した各事業について取組経緯、事業内容、事業結果及び事業成果等が確認できる書類等

(イ) 会議関係（労働環境向上検討委員会等）

開催日時、場所、出席者、議題・内容等が確認できる書類（議事録等）

(ロ) 調査関係（各種調査事業、フォローアップ調査事業）

a 中小企業労働環境向上事業に係る事業効果及び労働力需給状況調査集計シート（様式第7号）

b 調査結果又は報告書

(ハ) 印刷物の作成及び広報関係（マニュアル、団体広報誌、ポスター、雇用ガイドブック、新聞広告等）

成果物（広告関係は掲出が確認できる書類）

(ニ) その他の事業関係（セミナー、モデル企業等見学会、モラル向上のための事業、業界PRのための各種催物等）

実施日時、場所、参加者、事業内容等が確認できる報告書（セミナーの場合は、使用した教材）

ハ 実施した中小企業労働環境向上事業等の経費の支出が適正であることを証する書類

(イ) 全経費共通

領収書（写）又は振込金受取書（写）（領収書（写）等で支出内容が確認できない場合は請求書（写）を添付すること。）

(ロ) 旅費

旅費計算書（写）、旅費規程（写）

(ハ) 会議費

日時、場所及び出席者名が記載された書類（議事録等）

(ニ) 通信運搬費（郵便料、宅配便料、電話料金等）

送付先一覧表、利用料金明細（写）等

(ホ) 賃金（アルバイト）

雇入れ通知書等労働条件を明示した書類（写）、出勤状況及び勤務時間が日ごと明らかにされた出勤簿等（写）

(ヘ) 委託費（調査、広告等）

委託内容が分かる書類（委託契約書（写）等）

ニ 労働環境向上推進員の設置及び設置費の支出を証する書類

- (イ) 対象認定組合等の役職員を選任した場合
    - a 対象認定組合等が推進員として交付した辞令（写）
    - b 雇用契約書、労働条件通知書等の推進員の基本給及び賞与の額を明示した書類（写）
    - c 推進員に支払われた給与等の額が明確に記載された給与台帳等（写）
  - (ロ) 部外の者を選任した場合（労働者派遣契約による場合は次の a から c に準ずる書類）
    - a 委嘱契約書（写）及び委嘱内容の詳細を明示した書類等（写）
    - b 選任した部外の者に対する支払額を積算した書類（写）
    - c 選任した部外の者に対する支払いを証した書類（写）
  - (ハ) 出勤状況が日ごとに明らかにされた推進員としての出勤簿等（写）及び業務日誌（写）
- ホ 職業相談者の配置及び配置費の支出を証する書類
- (イ) 職業相談者であることを証明する書類  
職業相談者の有する資格を証明する書類等（写）又は職業相談者の履歴等について職業相談者本人が内容を証明した書類等（写）
  - (ロ) 対象認定組合等の役職員を選任した場合
    - a 対象認定組合等が職業相談者として交付した辞令（写）
    - b 雇用契約書、労働条件通知書等の職業相談者の基本給及び勤務 1 時間当たりの給与の額を明示した書類（写）
    - c 職業相談者に支払われた給与等の額が明確に記載された賃金台帳等（写）
  - (ハ) 部外の者を選任した場合（委託契約によらない場合は、次の a から c に準ずる書類）
    - a 委託契約書（写）及び委託契約の詳細を明示した書類等（写）
    - b 請求書等の委託先に対する支払額を積算した書類（写）
    - c 委託先に対する支払いを証した書類（写）
  - (ニ) 職業相談者としての勤務時間が日ごとに明らかにされた出勤簿等（写）
  - (ホ) 職業相談に係る業務取組状況報告書（様式第 8 号）
- ヘ 支給要件確認申立書（共通要領様式第 1 号。電子申請の場合を除く。）
- ト その他管轄労働局長が必要と認める書類

---

## 0702 支給申請書の受理

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、次の(イ)～(ハ)を満たす場合には、これを受理する。なお、書面による申請の場合は、当該支給申請書の処理欄に受理年月日を記入した後、写しを控えとして対象認定組合等に交付するものとする。

- (イ) 支給申請期間内に提出されていること
  - (ロ) 所要の事項が記載されていること
  - (ハ) 所要の添付書類が添付されていること
-

---

## 0800 支給決定

---

### 0801 支給決定通知等

イ 管轄労働局長は、実施計画書に基づいて中小企業労働環境向上事業が適切に実施されたか、また、当該支給申請に係る期間について 0401 に定める措置が講じられたか審査し、支給要件を満たすものと認めたときは、「第1 共通要領」0600 により助成金の支給決定を行い、支給決定通知書（様式第 14 号。電子申請の場合は支給決定通知書という。）により、当該対象認定組合等に通知すること。なお、書面による申請の場合は、当該支給申請書の処理欄に支給決定年月日、支給決定番号及び支給決定額を記入すること。

なお、支給申請書等の審査にあたり、当該対象認定組合等から提出された支給申請書及び添付書類のみで判定することが難しいと判断される場合は、「第1 共通要領」0402 ニの規定を根拠に、管轄労働局長が必要と認める書類の提出を求め、当該書類の内容の審査を行うこと。

ロ 管轄労働局長は、支給申請書等の審査において、助成金を支給することが適切であると認められないときは、「第1 共通要領」0600 又は 0700 により助成金の不支給決定を行い、不支給決定通知書（様式第 15 号。電子申請の場合は不支給決定通知書という。）により、当該対象認定組合等に通知すること。なお、書面による申請の場合は、当該支給申請書の処理欄に不支給決定年月日を記入すること。

また、不支給の理由が不正受給によるものである場合は、不支給措置期間通知書（様式第 18 号。電子申請の場合は不支給措置期間通知書という。）を事業主に通知するものとする。

ハ 管轄労働局長は、「第1 共通要領」0700 又は 0800 により支給の取消しを行ったときは、支給決定取消及び返還通知書（様式第 16 号。電子申請の場合は支給決定取消及び返還通知書という。）により、当該対象認定組合等に通知すること。

また、支給決定の取消し理由が不正受給によるものである場合は、不支給措置期間通知書（様式第 18 号。電子申請の場合は不支給措置期間通知書という。）を事業主に通知するものとする。

ニ 管轄労働局長は、支給決定又は不支給決定又はその取消しを行ったときは、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）支給台帳（様式第 17 号）に所要事項を記入し、支給申請書その他関係書類と併せて保管すること。

---

---

0900 雑則

---

0901 会計区分

受給資格の認定を受けた対象認定組合等に対し、中小企業労働環境向上事業等に要した費用の支出の状況を明らかにするため、対象認定組合等一般の事業経費の会計とは区別して特別の会計整理を行わせるものとする。

---

---

## 1000 委任

---

### 1001 公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0602、0603に定める審査、0605、0606、0607に定める審査、0608、0702、0801に定める審査・台帳の作成・保管に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることができることとする。

---

## 1100 附則

---

### 1101 施行期日

- イ 平成26年3月31日付け職発第0331第13号、能発第0331第5号、雇発第0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。
- ロ 平成27年4月10日付け職発0410第2号、能発0410第2号、雇発0410第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月10日から施行する。
- ハ 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。
- ニ 平成29年3月31日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年4月1日から施行する。
- ホ 平成30年3月31日付け職発0331第2号、雇発0331第3号、開発0331第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年4月1日から施行する。
- ヘ 平成31年3月29日付け職発0329第2号、雇発0329第6号、開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成31年4月1日から施行する。
- ト 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。
- チ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。

なお、当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 助成金別要領 8(4) 中小企業団体助成コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。
- リ 令和3年3月31日付け職発0331第25号、雇発0331第5号、開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。
- ヌ 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和4年4月1日から施行する。
- ル 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和5年6月26日から施行する。

---

### 1102 経過措置

- イ 平成26年4月1日より前に提出された改善計画に係る中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成27年4月10日より前に提出された改善計画に係る中小企業労働環境向上助成金（団体助

成コース)の申請等については、「中小企業労働環境向上助成金(団体助成コース)」とあるのは「職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース)」と読み替え、1101ロにより改正された要領を適用する。

- ハ 平成28年4月1日より前に提出された改善計画に係る職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース)の支給については、なお従前の例による。
- ニ 平成29年4月1日より前に提出された改善計画に係る職場定着支援助成金(中小企業団体助成コース)の支給については、なお従前の例による。
- ホ 平成30年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 平成31年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)の支給については、なお従前の例による。
- ト 令和2年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)の支給については、なお従前の例による。
- チ 令和3年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)の支給については、なお従前の例による。
- リ 令和4年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)の支給については、なお従前の例による。
- ヌ 令和5年6月26日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)の支給については、なお従前の例による。